

埼医業Ⅲ第１７２９号
令和２年11月６日

郡市医師会長　殿



埼玉県医師会長　金井　忠男
（担当常任理事　鹿嶋広久）

令和２年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記のことにつきまして、別添のとおり、日本医師会より、依頼がございました。

つきましては、ご多忙のところ、誠に恐縮に存じますが、貴会管下会員医療機関等への周知につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

担　当　業務Ⅲ課　佐々木
電　話　０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ　０４８－８２２－８５１５



（健Ⅱ320）

令和２年１０月２７日

都道府県医師会担当理事　殿

日本医師会常任理事
渡　辺　弘　司

令和２年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

今般、厚生労働省子ども家庭局長より、令和２年度「児童虐待防止推進月間」の実施について、周知、協力方依頼がありました。

本事業は、児童虐待問題に対する社会的関心を喚起し、集中的な広報・啓発活動を行い、児童虐待防止への取組の推進を図ることを目的として、平成１６年度から児童虐待防止等に関する法律が施行された１１月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、別添「児童虐待防止推進月間」実施要綱に基づき実施するものであります。

児童虐待問題は、社会全体で解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、国・地方公共団体の取組等に対して協力をお願いするとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

また、令和２年度「児童虐待防止推進月間」の標語『１８９（いちはやく）知らせて守る　こどもの未来』の周知および広報啓発用ポスター、リーフレットが作成されましたのでダウンロードをしてご活用いただきますようお願い申し上げます。

併せて、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において、子ども虐待による死亡事例等の検証が行われ、第１６次報告が取りまとめられましたのでお送りいたします。

厚生労働省ホームページ

・令和２年度「児童虐待防止推進月間」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14384.html

・子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第16次報告)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00001.html

子発 1023 第４号
令和２年 10 月 23 日

各　児童虐待防止対策関係団体　代表者　殿

厚生労働省子ども家庭局長
（公　印　省　略）

令和２年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成 16 年度から児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、多くの方々の御協力の下に、集中的な広報・啓発活動を行ってまいりました。令和２年度におきましても、別添「令和２年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」に基づき、11 月を「児童虐待防止推進月間」と定めることといたしますので、貴団体におかれましては児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組を積極的に実施していただくとともに、関係団体及び関係者等への趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼につきまして、格別の御配意をお願いします。

また、令和２年度「児童虐待防止推進月間」標語の募集につきましては、全国から 4,641 作品（有効応募総数）の応募があり、厳正な審査を行った結果、別添「令和２年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱」の４に記載のとおり『１８９（いちはやく）　知らせて守る　こどもの未来』に決定いたしましたので、併せて御報告します。

当該標語は、令和２年度「児童虐待防止推進月間」の各種啓発事業等で幅広く活用することとしておりますが、貴団体並びに関係団体及び関係者等への標語の周知等に御配意を賜りますようお願い申し上げます。

令和２年度「児童虐待防止推進月間」実施要綱

１．名　　称

児童虐待防止推進月間

２．趣　　旨

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いている。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければならない。そのため、虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応から虐待を受けた子どもの自立支援まで、切れ目ない総合的な対策を更に進めることが必要である。

これらの総合的な対策が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、多くの民間団体や国・地方公共団体等関係者の積極的な参加を求め、協働して児童虐待防止に向けた取組を推進し、その充実と定着を図ることが不可欠である。

このため、11 月を「児童虐待防止推進月間（以下「月間」という。）」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施するものである。

３．基本方針

(1)　児童虐待問題への国民の理解の浸透及び児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着

(2)　地域社会に根ざした児童虐待防止に向けた取組の促進

(3)　児童虐待防止に向けた取組における関係団体、関係機関、地域住民等の連携強化

４．標　　語

『１８９（いちはやく）　知らせて守る　こどもの未来』

稲葉　結さん（栃木県）の作品

※　全国公募により選定

５．期　　間

令和２年 11 月１日（日）から 30 日（月）まで

※　実情に応じ、期間延長等の変更可。

６．主 唱 者

厚生労働省

7．協 力 者

(1)　関係府省庁等

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所

(2)　関係団体

(一社) 全国認定こども園連絡協議会
(一社) 全国病児保育協議会
(一社) 日本こども育成協議会
(一社) 日本子ども虐待防止学会
(一社) 日本臨床心理士会
(一社) 日本心理学諸学会連合
(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
(一社) 日本公認心理師養成機関連盟
(一社) 日本公認心理師協会
(一財) 児童健全育成推進財団
(一財) 西日本こども研修センターあかし
(公財) SBI 子ども希望財団
(公財) 全国里親会
(公財) 日本臨床心理士資格認定協会
(公社) 全国私立保育園連盟
(公社) 全国保育サービス協会
(公社) 全国幼児教育研究協会
(公社) 日本医師会
(公社) 日本看護協会
(公社) 日本産婦人科医会
(公社) 日本歯科医師会
(公社) 日本社会福祉士会
(公社) 日本小児科医会
(公社) 日本助産師会
(公社) 日本精神保健福祉士協会
(公社) 日本ＰＴＡ全国協議会
(公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
(公社) 日本医療社会福祉協会
(公社) 日本心理学会
(福) 子どもの虐待防止センター
(福) 全国社会福祉協議会
(福) 日本保育協会
(福) 恩賜財団母子愛育会愛育研究所
(特非) 家庭的保育全国連絡協議会
(特非) 子育てひろば全国連絡協議会
(特非) 児童虐待防止全国ネットワーク
(特非) 全国小規模保育協議会
(特非) 全国認定こども園協会
(特非) チャイルドライン支援センター
(特非) 日本法医学会
(特非) 日本ソーシャルワーカー協会
(特非) 子どもNPO・子ども劇場全国センター
日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
子どもの虹情報研修センター
全国学童保育連絡協議会
全国高等学校長協会
全国国公立幼稚園・こども園長会
全国児童家庭支援センター協議会
全国児童自立支援施設協議会
全国児童相談所長会
全国児童養護施設協議会
全国児童心理治療施設協議会
全国自立援助ホーム協議会
全国人権擁護委員連合会
全国地域活動連絡協議会
全国乳児福祉協議会
全国保育協議会
全国保健師長会
全国保健所長会
全国母子生活支援施設協議会
全国民生委員児童委員連合会
全国養護教諭連絡協議会
全国連合小学校長会
全日本私立幼稚園連合会
全日本中学校長会
日本私立小学校連合会
日本私立中学高等学校連合会
日本弁護士連合会
日本臨床心理士養成大学院協議会
公認心理師制度推進連盟

8．令和２年度における取組

国、地方公共団体、関係団体等が以下のような取組を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止に向けた取組を促進し、各関係団体、関係機関、地域住民等の連携の強化を図る。

(1)　広報・啓発活動

・　ポスター、リーフレット等の広報媒体の作成、配布

・　テレビ、新聞、機関誌、広報誌、インターネット等を通じた広報啓発

(2)　シンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催

・　児童虐待問題への理解、児童虐待防止対策の重要性の周知等を目的としたシンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催

・　関係機関がより一層連携を図り、児童虐待防止を推進することを目的とした連絡会研修会等の開催

(3)　その他、上記２の趣旨にふさわしい取組の実施

・　行政機関の庁舎、関係団体の施設等を活用した広報・啓発の実施

・　電話相談等の相談援助活動の実施　等

9．関係団体等の取組状況の公表

厚生労働省において調査した関係府省庁や関係団体等の令和２年度における児童虐待防止に向けた取組の実施（予定）状況について、厚生労働省ホームページ等において公表する。



いちはやく 189 知らせて守るこどもの未来



～あなたの１本の電話で救われる子どもがいます～

体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。
こうしたことを踏まえ、2019年６月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰がゆるされないものであることが法定化され、2020年４月１日から施行されました。

なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

安心感や信頼感、温かな関係で心地よい親子関係を!



子育てを担うことは、大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラすることも…
日頃から子育ての具体的なポイントを参考に子どもと向き合い、
周囲の力を借りながら子育てしていきましょう。

子育ての具体的なポイント

1. 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
2. 「言うことを聞かない」にもいろいろあります
3. 子どもの成長・発達によっても異なることがあります
4. 子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整えてみましょう
5. 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
6. 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
7. 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

保護者自身の工夫のポイント

1. 否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気付き、認めることが大切です。
2. 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着け、ゆっくり５秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換しましょう。
3. 周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出すことで、また気付いていない支援やサービスに出会えたりします。

子育てや出産に関する悩みやご相談は、
まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

詳しくはこちら
https://www.no-taibatsu.jp

児童虐待とは…?

身体的虐待
殴る、蹴る、叩く、
溺れさせる、
やけどを負わせる、
家の外にしめだす など

性的虐待
子どもへの性的行為、
性的行為をみせる、
ポルノグラフィティの
被写体にする など

ネグレクト
乳幼児を家に残して
外出する、食事を与えない、
自動車の中に放置する
など

心理的虐待
言葉により脅かす、無視する、
子どもの目の前で
家族に対して暴力をふるう
など

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である、強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

車内に子どもを置いて行かないで!

子ども（乳幼児）は体温調整機能が未熟なこともあり、自動車内など内部の気温があがりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。「眠っているから」「少しだけ」と子どもを自動車などに乗せたまま、その場を離れると思わぬ事故につながり大変危険です。
自分で身を守ることができない子どもを守るのは大人の役割です。十分な気配りを忘れないようにしましょう。



通話料無料
児童相談所虐待対応ダイヤル
いちはやく 189

「児童虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。

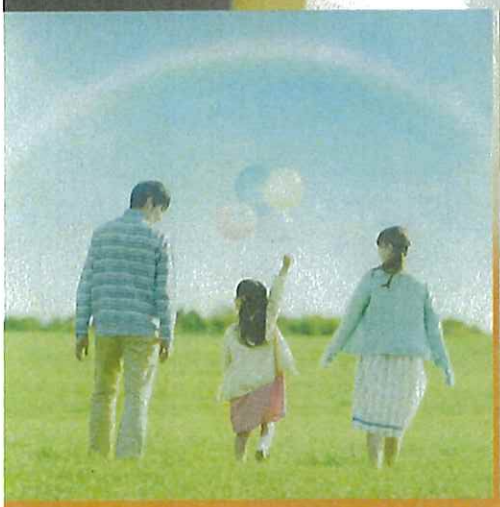
- お住まいの地域の児童相談所につながります。
- 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
- 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。

※一部の IP 電話からはつながりません。

厚生労働省



189（いちはやく） 知らせて守る こどもの未来















～あなたの１本の電話で救われる子どもがいます～

「児童虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。

通話料無料
児童相談所
虐待対応
ダイヤル

189（いちはやく）

- お住まいの地域の児童相談所につながります。
- 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
- 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。

※一部のIP電話からはつながりません。

厚生労働省

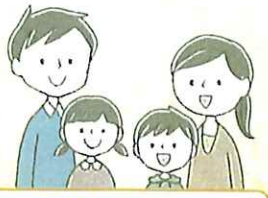
体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。
こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰がゆるされないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。

なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

安心感や信頼感、温かな関係で心地よい親子関係を!



子育てを担うことは、大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラすることも・・・
日頃から子育ての具体的なポイントを参考に子どもと向き合い、
周囲の力を借りながら子育てしていきましょう。

子育ての具体的なポイント

1. 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
2. 「言うことを聞かない」にもいろいろあります
3. 子どもの成長・発達によっても異なることがあります
4. 子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整えてみましょう
5. 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう
6. 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
7. 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

保護者自身の工夫のポイント

1. 否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気付き、認めることが大切です。
2. 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着け、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換しましょう。
3. 周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気付いていない支援やサービスに出会えたりします。

子育てや出産に関する悩みやご相談は、
まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

詳しくはこちら
https://www.no-taibatsu.jp

児童虐待とは・・・?

身体的虐待
殴る、蹴る、叩く、
溺れさせる、
やけどを負わせる、
家の外にしめだす など

性的虐待
子どもへの性的行為、
性的行為をみせる、
ポルノグラフィティの
被写体にする など

ネグレクト
乳幼児を家に残して
外出する、食事を与えない、
自動車の中に放置する
など

心理的虐待
言葉により脅かす、無視する、
子どもの目の前で
家族に対して暴力をふるう
など

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

車内に子どもを置いて行かないで!

子ども（乳幼児）は体温調整機能が未熟なこともあり、自動車内など内部の気温があがりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。「眠っているから」「少しだけ」と子どもを自動車などに乗せたまま、その場を離れると思わぬ事故につながり大変危険です。
自分で身を守ることができない子どもを守るのは大人の役割です。十分な気配りを忘れないようにしましょう。



子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第 16 次報告

令和２年９月